

公的年金等以外の年金はその他の雑所得です

私は、82歳で妻(はな・76歳)と2人暮らしの年金生活者です。
私の年金収入などは次のとおりです。昨年1月に日本年金機構に「令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出してあります。

【収入の内訳】

公的年金源泉徴収票

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所 石川県能美市米丸町1110番地									
(フリガナ)		ノミ、シロウ						生年月日		年金の種類	
氏名		能美 二郎						昭和16年8月2日		老齢基礎・厚生	
区分		支払金額						源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号適用分		***2,460,000円						*****0円			
所得税法第203条の3第2号適用分		*****0円						*****0円			
所得税法第203条の3第3号適用分		*****0円						*****0円			
所得税法第203条の3第4号適用分		*****0円						*****0円			
本人	源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	0人
				★	0人	0人	0人	0人	1人(1人)	0人	0人
源泉控除対象配偶者		(フリガナ) ノミ、ハナ		区分		(摘要) 【社会保険料の内訳】					
氏名		能美 はな		区分		介護保険料額 86,400円					
控除対象扶養親族		(フリガナ) *****		区分							
氏名		*****		区分							
氏名		*****		区分							
16歳未満の扶養親族		(フリガナ) *****		区分							
氏名		*****		区分							
氏名		*****		区分							
支払者 法人番号 6000012070001											
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号											
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印											

公的年金等以外の年金源泉徴収票

令和 5 年分 年金支払証明書				△△生命保険会社	
能美 二郎 様					
年金番号：123-4567		年金の種類：据置定期年金保険			
年金の支払金額 (収入金額)	年金の支払金額に 対応する保険料額 (必要経費)	差引金額	源泉徴収税額		
600,000円	440,000円	160,000円	円		

後期高齢医療保険料	167,000円
介護保険料	86,400円
旧生命保険(一般)の支払額	120,000円
地震保険の支払額	20,000円

【年金の所得計算】

年金収入には、公的年金収入と、公的年金以外の収入があり、それぞれ所得金額の算出方法が違います。公的年金の所得は年齢と収入によって控除額が決まり(7ページ)、公的年金以外の年金は、収入額から年金の支払額に対応する掛金額を引いたものが所得となります。

● 能美二郎さんの場合

$$\begin{array}{c}
 \text{公的年金以外の} \\
 \text{年金収入額}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{年金収入額に} \\
 \text{対する掛金}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{所得額}
 \end{array}$$

600,000円 - 440,000円 = 160,000円

※詳しくは、18ページ「よくある質問Q&A 問10」を参照してください。

【所得から差し引く控除】

前年中の収入が公的年金収入だけの人は、日本年金機構などから「公的年金等支払報告書」が提出され、源泉徴収が行われることになるので、申告は通常不要ですが、給与所得者のように年末調整のような制度がないため、市民税・県民税が課税になる人は扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などの所得控除の申告をすると、税額が安くなる場合があります。

【記載例】

令和6年度分 市民税・県民税申告書

能美市長あて
令和 年 月 日提出



住所	能美市来丸町1110番地		
(6年1月1日現在の住所)	同上		
個人番号	7 8 9 0 7 8 9 0 7 8 9 0	生年月日	明・大 16年8月2日生
フリガナ	ノ ミ ジ ロウ		
氏名	能美 二郎		

整理番号	
自宅・携帯電話番号	0761 - 52 - 0000
世帯主の氏名	能美 二郎
世帯主の続柄	本人

※控除は申告がないと適用されません。お忘れのないようご注意ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	後期高齢者医療保険料 167,000円 介護保険料 86,400円 合計 253,400円
⑮ 生命保険料控除	新・生命保険料の計 120,000円 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 20,000円 旧長期損害保険料の計
⑰～⑲ 本人控除	<input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 勤労学生 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 死不明 <input type="checkbox"/> ひとり親 (学校名)
⑳ 障害者控除	氏名 能美 はな 障害の程度 身1級 個人番号 8,901,189,011
㉑ 配偶者控除	配偶者の氏名 能美 はな 生年月日 明・大 22・3・3 個人番号 8,901,189,011
㉒ 扶養控除	氏名 氏名 氏名 氏名 個人番号 個人番号 個人番号 個人番号
㉓ 雑損控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類等 損害金額 保険金などで補てんされる金額
㉔ 医療費控除	支払った医療費等 保険金などで補てんされる金額

1 収入金額等

① 事業	営業等 ① 農業 ②	
② 不動産	不動産 ③	
③ 利子	利子 ④	
④ 配当	配当 ⑤	
⑤ 給与	給与 ⑥ 給与 ⑦ 専従者給与 ⑧ 公的年金等 ⑨ 246,000円 雑業 ⑩ その他 ⑪ 600,000円	
⑥ 雑業	雑業 ⑫ その他 ⑬ 160,000円	
⑦ 総合課税	総合課税 ⑭ 一時 ⑮	
⑧ 所得金額	所得金額 ⑯ 1,520,000円	
⑨ 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑰ 253,400円 小規模企業共済等 ⑱ 生命保険料控除 ⑲ 35,000円 地震保険料控除 ⑳ 10,000円 寡婦・ひとり親 ㉑ 勤労学生・障害者 ㉒ 53,000円 配偶者(特別)控除 ㉓ 38,000円 扶養控除 ㉔ 基礎控除 ㉕ 43,000円 ⑬から㉔までの計 ㉖ 1,638,400円 雑損控除 ㉗ 医療費控除 ㉘	
⑩ 雑損控除	雑損控除 ㉙	
⑪ 医療費控除	医療費控除 ㉚	
⑫ 合計	合計 ㉛ 1,638,400円	

5 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	寄附金	都道府県	寄附金
住所の共同募金会、日本赤十字社、都道府県、市区町村分 (特別控除対象以外)	寄附金	市区町村	寄附金

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

通信欄

1. 下記の人から扶養・援助または仕送りを受けていた。	住所 電話 ()
2. 遺族年金 障害年金で生活 (該当に○印をつける)	氏名 続柄
3. 預貯金等により生活していた。	4. 該当項目を○で囲み適用期間を記入してください。 病気療養中 失業保険 生活保護 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	5. 学生(学校名)
	6. その他